

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一の二 (略)</p> <p>二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤</p> <p>二の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤</p> <p>三 十の二 (略)</p> <p>十の三 一・三ージクロロプロパンニール及びこれを含有する製剤</p> <p>十一 一 二六の九 (略)</p> <p>二六の十 二メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤</p> <p>二七 一 三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一の四 (略)</p> <p>一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤</p> <p>一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤</p> <p>二 一 二八の十 (略)</p> <p>二八の十一 一 (六)クロロニールピリジルメチルニールニトロイミダゾリジンニールイリデンアミン（別名イミダクロプリド）</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一の二 (略)</p> <p>二の三 (略)</p> <p>三 十の二 (略)</p> <p>十一 一 二六の九 (略)</p> <p>二七 一 三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一の四 (略)</p> <p>二 一 二八の十 (略)</p> <p>二八の十一 一 (六)クロロニールピリジルメチルニールニトロイミダゾリジンニールイリデンアミン（別名イミダクロプリド）</p>

及びこれを含む製剤。ただし、一（六）クロロ一三（ピリジ
ルメチル）一N一ニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン二%
（マイクロカプセル製剤にあつては、一（二）%）以下を含むものを
を除く。

二十八の十二〜三十一の二（略）

三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲
げるものを除く。

(1) 「二アセトキシ一（四）ジエチルアミノ」ベンジリデン」マ
ロニトリル及びこれを含む製剤

(2) (101)
(略)

(102) P一トルエンスルホン酸一四一「三一」シアノ（二）メチ
ルフエニル）メチリデン」チオフェニ一（三H）一イリデン」

アミノオキシスルホニル」フェニル及びこれを含む製剤

(103) (112)
(略)

(113) (E) 一ニ一（四）ターシャリーブチルフエニル）一ニシア
ノ一（一・三・四）トリメチルピラゾール一五（イル）ビニ

ル一ニ・ニジメチルプロピオナート（別名シエノピラフエン）

及びこれを含む製剤

(114) (152)
(略)

三十三〜五十（略）

五十の二 二一（ジメチルアミノ）エチル一メタクリレート及びこれ
を含む製剤

五十の三〜五十の六（略）

及びこれを含む製剤。ただし、一（六）クロロ一三（ピリジ
ルメチル）一N一ニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン二%
以下を含むものを除く。

二十八の十二〜三十一の二（略）

三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲
げるものを除く。

(1) (100)
(略)

(101) (110)
(略)

(111) (149)
(略)

三十三〜五十（略）

五十の二〜五十の五（略）

五十一〜八十八の二 (略)

八十八の三 一トブロモ一三ークロロプロパン及びこれを含有する製
劑

八十八の四 (略)

八十九の四〜百九 (略)

2
(略)

五十一〜八十八の二 (略)

八十八の三 (略)

八十九〜百九 (略)

2
(略)